

<裁判例 No.7 >

第1審 東京地裁平成30年9月28日

<裁判例 No.9 >

控訴審 東京高裁平成31年3月28日

【出典】

第1審

先物取引裁判例集80号60頁

消費者法ニュース118号241頁

兵庫県弁護士会ウェブサイト掲載判例

控訴審

判例タイムズ1483号111頁

【取引類型】

商品先物

【原告の属性】

昭和36年生まれ的女性（本件先物取引開始当時、49歳）。短大卒業後、学習塾講師や小売店の事務職など経て、主婦となり、僅かながら化粧品販売の仕事を歩合給で行っていた。

金融資産として、預貯金が最低でも580万円程度あるほか、合計2280万円ほどあり。

投資経験として、国債や投資信託のほか、株式取引の経験が10年あり、現物取引及び信用取引双方の経験を有していた。被告会社において、本件取引の4年前からFX取引も行っていた。

【違法要素】

※ 一審二審とも同じ

適合性原則 ×

断定的判断の提供 ×

説明義務 ×

新規委託者保護義務 ×

指導助言義務 ○

一任売買 ×

【指導助言義務に関する判示】

★ 原審判決

6 争点5（無意味な特定売買及び過当な反復売買の有無）について

(1) 商品先物取引における利益や損失はいずれも顧客に帰するものであるところ、商品相場を確実に予測することは不可能であるから、顧客において利益を得ることができるかどうかは本来不確実である。

これに対し、商品先物取引業者は、顧客の相場予測が当たっても当たらなくても、取引ごとに手数料収入を得ることができるから、商品相場がどのように動こうとも少なくとも損をすることはない。

法が両建の勧誘を禁止し（法 214 条 8 号）、両建取引を理解していない顧客から受託することを禁止したのは（法 214 条 9 号、規則 103 条 9 号）、

商品先物取引の射幸性及びその危険性に加え、商品先物取引業者と顧客との間には上記のような不衡平が存在することから、商品先物取引業者が顧客の利益をないがしろにして手数料収入を得ようとすることを防止するためであると解される。

そうすると、

被告らは、商品相場の値動きの予測に精通し、かつ、原告の財産状況や取引経験、本件先物取引の状況を全体として客観的に俯瞰できる立場にあるのだから、

原告に対し、両建の仕組みとそのリスクを説明した上で原告の責任と判断に委ねるだけでなく、取引開始後の場面においても両建のリスク等を原告に説明すべきであり、

その結果原告が両建を選択した後も、必要に応じて損切りを指導したり早期の手仕舞いを助言したりする等の指導助言義務を負うものと解するのが相当である。

(2) 本件先物取引における両建取引に関する経過は次のとおりである。

ア 原告は平成 22 年 1 月 6 日に初めて両建取引をし、同月 14 日にも両建取引をしている。これらの取引について、被告 Y は、1、2 枚の枚数により両建やリスクを分散しながら取引をしたいとの原告の判断に委ねたものと陳述するが、この時点で、被告 Y が両建取引のリスク等について具体的に説明したことは窺えない。

イ 原告は、その後、常に両建の状態のまま取引を続けていたところ、平成 23 年 8 月 9 日には、金の売玉を 2 枚仕切り、同買玉を 1 枚仕切って損失を出しているが、この時点で、被告 Y が両建の早期解消を勧めたことは窺われない。むしろ、当時は金価格が高騰していたのに、原告は、同日に金の買玉を 3 枚建て、同月 11 日にも同買玉を 2 枚建てている。これら 5 枚の建玉は、1 枚を除いて損失を出す結果となった。

ウ 原告は、引き続き両建の状態にあったが、平成 23 年 9 月 26 日、金の売玉を 2 枚、同買玉を 2 枚仕切り、白金の買玉を 1 枚損切りし、証拠金を 100 万円追加入金した。被告 Y は、金及び白金の相場が大きく下がる中、原告のポジションが買い越しだったために値洗いが悪化したため、被告 Y から提案し、上記のとおり

り対処したと述べている。しかし、原告の買い越しポジションは平成 24 年 5 月頃まで継続しており、同年 3 月以降、金の価格が下がる中で、原告の損失が累積する原因となったといえる。

エ 原告は、平成 24 年 9 月 28 日まで常に両建の状態を維持し、その後も度々両建をしながら取引を継続した。

(3) 検討

ア 本件先物取引に生じた損失は、直接には金や白金の相場が原告の予測に反して動いたことによるものであることは明らかである。しかし、本件先物取引では、原告が両建による取引を継続することで、限月近くまで建玉を維持した結果、処分を余儀なくされて損失を出したのものや、相場が高騰傾向にある中で買いを建てたことにより、後に損失を招いたものもある。

原告は、必ずしも巨利を得ようとしていたわけではなく、個々の建玉による少額の確定利益を積み上げていきたいという投資方針があり、その裏返しとして、万が一の場合にも損失を軽減できるからという期待から両建取引を継続したため、どっちつかずの状態が長期間継続したことで投資可能金額ぎりぎりまで損失を拡大させてしまったものといえる。

イ 被告 Y は、被告会社の登録外務員として、遅くとも、原告が実際に両建取引を希望した平成 22 年 10 月 6 日には、商品先物取引の初心者である原告において、両建取引の継続により損失が生じることを抽象的に予見することができ、また、その頃には、原告が上記アの投資方針でいることを知っていたことから（証拠、略）、原告が両建取引を継続することで損失を被る結果となることを具体的に予見し、又は予見することができたと認められる。

それにもかかわらず、被告 Y は、両建取引があたかも利益を確実にする保守的な取引方法であるのように考えている原告に対して、両建取引を維持継続することについて多大な危険性があることを説明せず、場当たりの対応に終始していたものであるから、上記両建取引の解消について具体的な指導や助言をしたとは認められない。

以上より、被告 Y は、上記指導助言義務を怠った過失があると認められる。

★ 控訴審判決における主な判示部分は、以下の通り。

ウ 一審被告らは、一審原告は、両建の一般的な危険性は認識しており、その豊富な投資経験と商品先物取引の習熟度を踏まえれば、一審被告 Y 1 が両建を提案したとしても、直ちに違法であるということとはできず、また、相場の動向や顧客の投資判断によって両建が継続することはあり得るから、常時両建を直ちに不合理であるということとはできないと主張する。

しかしながら、

商品先物取引業者は、顧客の相場予測が当たっても当たらなくても、取引ごとに手数料収入を得ることができ、

法が両建の勧誘を禁止し、両建取引を理解していない顧客から受託することを禁止したのは、商品先物取引の射幸性及びその危険性に加え、商品先物取引業者と顧客との間にそのような不衡平が存在することから、商品先物取引業者が顧客の利益をないがしろにして手数料収入を得ようとするのを防止するためであると解されること、

そうすると、一審被告らは、商品相場の値動きの予測に精通し、かつ、一審原告の財産状況や取引経験、本件先物取引の状況を全体として客観的に俯瞰できる立場にあるから、一審原告に対し、両建の仕組みとそのリスクを説明した上で一審原告の責任と判断に委ねるだけでなく、取引開始後の個別取引の場面においても両建のリスク等を一審原告に説明すべきであり、

その結果一審原告が両建を選択した後も、必要に応じて損切りを指導したり早期の手仕舞いを助言したりする等の指導助言義務を信義則上負うものと解するのが相当であること、

一審被告Y1は、一審原告が実際に両建取引を希望した平成22年10月6日頃、両建て取引のリスク等について具体的に説明したことはうかがわれず、一審原告は同月14日から平成24年9月28日まで常に両建の状態のまま取引を続け、そのため、限月近くまで建玉を維持した結果、処分を余儀なくされて損失を出したもののや、

相場が高騰傾向にある中で買いを建てたことにより後に損失を招いたものもあること、

一審原告は、個々の建玉による少額の確定利益を積み上げていきたいという投資方針があり、その裏返しとして、万が一の場合にも損失を軽減できるからという期待から両建取引を継続したため、どっちつかずの状態が長期間継続したことで投資可能金額ぎりぎりまで損失を拡大させてしまったものといえること、

一審被告Y1は、遅くとも平成22年10月6日には、商品先物取引の初心者である一審原告が両建取引を継続することで損失を被る結果となることを具体的に予見し、又は予見することができたと認められること、

それにもかかわらず、一審被告Y1は、一審原告に対し、両建取引を維持継続することについて多大な危険性があることを説明せず、場当たりの対応に終始していたから、上記両建取引の解消について具体的な指導や助言をしたとは認められないこと、

したがって、一審被告Y1は、上記指導助言義務を怠った過失があると認められることは、前示のとおりである。一審被告らの主張は採用することができない。」

【法的根拠】

言及なし

【過失相殺】

3割

判示部分は以下の通り。

商品先物取引はリスクの高い投資であって、原告自身、そのことを認識し、かつ、自らが原則不適格者であることも認識した上で、自ら希望して本件先物取引を開始しており、多額の損失を出した後も本件先物取引を継続したことにより損失が拡大したものであって、このような取引経過に照らせば、原告には過失があるといわざるを得ない。

もっとも、損失の現実化を回避したり、損失を取り戻そうとしたりする気持ちは自然なものであるといえるところ、商品先物取引業者においては顧客に適切な指導や助言をすべき義務があることは前記6のとおりであって、本件は、被告Yが同義務に違反したものであることを考慮すると、原告の上記過失を大きくみることはできない。そこで、原告の過失割合は3割と認めるのが相当である。

【メモ】

原告の投資経験を踏まえると厳しいと思われる事案の中で、指導助言義務違反のみ認められている。

指導助言義務の内容としては、法が両建の勧誘を禁止し（法214条8号）、両建を理解していない顧客から受託することを禁止している（法214条9号，規則103号9号）趣旨に言及した上で、業者と顧客の不均衡や外務員の立場に着目し、取引開始後の個別取引の場面における両建のリスク等の説明義務および、両建選択後の必要に応じての損切りの指導や早期の手仕舞いの助言等の義務を認めている。

後々の裁判例の中でも、同趣旨の言及がされている裁判例がみられ、その射程について検討されるべきリーディングケースとみられる。

また、過失相殺についても、指導助言義務違反の点を踏まえて過失を大きくみることはできないとしている点に注目。